

鳥取縣公報

昭和二十六年二月九日 金曜日
第二千八百八十二号

本報ノ大キサハ國定規格A五判

告示

◇鳥取縣告示第五十三号

建設業法（昭和二十四年五月法律第百号）第十四條第四号の規定による廢業届があつたので同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十六年一月十六日まづ消した。

昭和二十六年二月九日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事

木

武

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる營業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録
(ウ) 第一二七号

昭和二十四年十二月十七日

關西水道工業所

鳥取市川外大工町一〇

松本正直

◇鳥取縣告示第五十四号

建設業法（昭和二十四年五月法律第百号）第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十六年二月九日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事

木

武

00155

| | | |
|----------------------|-------------------|------------|
| 登録番号 | 登録年月日 | 商号又は名称 |
| 鳥取縣知事登録 (5) 第一九四号 | 昭和二十五年 十一月二十二日 | 川上工務店 |
| 同 第一九五号 | 同十一月二十八日 | 菊池土木株式会社 |
| 同 第一九六号 | 同 | 有限会社 北川組 |
| 同 第一九七号 | 同 | 同 |
| 同 第一九八号 | 同 | 同 |
| 同 第一九九号 | 同十二月十三日 | 三協建設株式会社 |
| 同 第二〇〇号 | 同十二月二十五日 | 二高電業社 |
| 同 第二〇一号 | 同 | 金市林産工業株式会社 |

教育委員会告示

鳥取縣教育委員会告示第二号

鳥取縣公立学校教員並びに事務職員任用審査を次のように行う。

昭和二十六年二月九日

鳥取縣教育委員会

一、日時、場所

| | |
|------------------|--------------|
| 主たる営業所の所在地 | 申請者氏名 |
| 東伯郡高城村大字下福田三四一ノ二 | 川上 鉄藏 |
| 米子市角盤町四丁目九〇 | 取締役社長 菊池 節治 |
| 同 | 取締役 小清水英雄 |
| 東伯郡赤碓町大字赤碓二〇三 | 日野 卯吉 |
| 氣高郡日置谷村大字奥崎五四 | 奥屋元三郎 |
| 日野郡根雨町大字根雨六一三 | 代表取締役 平川 昇 |
| 東伯郡倉吉町大字宮川町一五六 | 高田 長年 |
| 同 浦安町大字金市二二六 | 取締役社長 近池 利勝 |
| 昭和二十六年二月二十日 | 午前九時から午後五時まで |
| 日野郡根雨町 | 根雨小学校 |
| 氣高郡浜村町 | 浜村同 |
| 昭和二十六年二月二十一日 | 午前九時から午後五時まで |
| 米子市角盤町 | 義方小学校 |
| 東伯郡倉吉町 | 成徳同 |
| 昭和二十六年二月二十二日 | 午前九時から午後五時まで |
| 八頭郡賀茂村 | 育英小学校 |

00156

鳥取市東町

鳥取西高等学校第一校舎

二、受審資格

- (1) 旧制の高専以上の学歴資格を有するもの及び三月卒業見込のもの。
- (2) 旧制の教員免許状を有するもの。
- (3) 新制高等学校卒業の学歴資格を有するもの及び三月卒業見込のもの。
- (4) 旧制中等学校以上の学歴資格を有するもの及びそれと同等以上の学歴を有するものとみなされるもので、事務職員を希望するもの。
- (5) 事務嘱託(中卒基準で算定勤務年三年以上のもの)で事務職員の任用替を希望するもの。

三、審査内容

- (1) 人物審査 教育職員としての適否を審査する。
 - (2) 筆記試験 教育職員としての常識を審査する。
- 出題の範囲は次の通りである。
- (i) 一般教養及び教職的教養に関する簡單なる試問。
 - (ii) 教育法規については教育基本法、学校教育法及

び教育公務員特例法から簡單な試問を行うことがある。

(3) 身体検査

身体の健康狀況特に結核性疾患について検査する。当日一齊に縣立保健所で行う。(但し八頭地区のみ二月二十四日に行う)

四、提出書類

- (1) 志願書
鳥取縣庁内鳥取縣教育委員会教務課及び各郡地方事務所内鳥取縣教育委員会事務局支所に準備してある。
- (2) 履歷書(自筆のもの)
- (3) 免許状寫
- (4) 最終卒業又は修了学校の成績証明書

五、書類受付日時、場所

受験者は必要な書類を審査前日までに最寄の鳥取縣教育委員会事務局支所(但し鳥取市及び岩美郡居住者は鳥取縣教育委員会事務局教務課)に提出し、その所管

